

今回、送付いたしました資料について説明いたします。

1 送付資料

- (1) 第2回検討委員会議事録
- (2) 資料1 仮設庁舎について
- (3) 資料2 第2回検討委員会において確認された事項について
- (4) 資料3 庁舎の整備手法と概算費用について

2 資料の説明

(1) 資料1 仮設庁舎について

- ・現在検討を進めている仮設の庁舎整備に関する市の考え方です。
- ・仮設庁舎の検討が、庁舎整備等検討委員会に影響を与えることはないものと考えています。

(2) 資料2 第2回検討委員会において確認された事項について

- ・求められる庁舎像、庁舎の適正な規模など、前回の委員会において確認された事項をまとめてみました。

(3) 資料3 庁舎の整備手法と概算費用について

- ・前回の委員会でお示した庁舎の「整備ケース」を、整備手法分類としてももう少し詳しく分類してみました。
- ・修繕で2案、建替えて9案、既存施設の利活用で3案の、計14案です。
- ・この14案に、それぞれ構造、概算の費用、考えられる財源、その他参考事項を記入しA4版横の一覧表にしました。
- ・A4版横の一覧表は、合併特例債を使う場合と一般事業一般単独債を使う場合とでさらに2つに分類しました。
- ・『合併特例債』とは、新市建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、合併年度及びその後の10年間に限り、その財源として借り入れることができる地方債で、対象事業費の95%に充当でき、その元利償還金の70%が地方交付税によって措置されるものです。庁舎整備においては非常に有利な起債ですが、使用するためには、新市計画の変更と議会の承認が必要で、また起債期限が平成27年度までという制限があります。
- ・『一般事業一般単独債』とは、地方単独事業に対して起こせる起債で、充当率は70%。合併特例債に比べ充当率が低いので、残事業費は一般財源を充てることとなります。
- ・地方債や基金などの特定財源以外の財源が『一般財源』です。地方自治体の裁量で使用できる財源ですが、現下の財政事情を総合的に勘案すると、庁舎整備等に充てることが可能な一般財源額は、単年度で3億円程度が限度であると考えられます。
- ・『考えられる財源』欄は、合併特例債と一般事業一般単独債の充当が可能な額を機械的に算出したものですので、この額での起債を確約したものではありません。